

## 業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書(記入例)

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の所有数量について、覚醒剤取締法第30条の15第1項の規定により、報告します。

業務廃止の事実発生の日から15日以内に届け出ること。

令和〇年 〇月〇〇日

住所 浜松市〇区鴨江 2-11-2

報告義務者続柄

氏名 株式会社 鴨江薬局

代表取締役 鴨江太郎

静岡県知事

殿

業態		薬局
業務所	所在地	浜松市〇区鴨江 2-11-2
	名称	鴨江薬局
品名		数量
セレギリン塩酸塩錠(2.5mg)		18錠
報告の事由及び その発生年月日	薬局業務廃止のため 令和●年●月●●日	

備考

・業務廃止時に覚醒剤原料を保有する場合、30日以内であれば他の薬局等に譲渡することができます。この場合は、業務廃止後30日以内に薬局開設者等へ譲渡し、「業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書」の提出をしてください。30日以内に譲渡できなかった場合は、「業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書」を提出して、速やかに覚醒剤監視員の立会いを求め、処分等の手続きを進めなくてはなりません。

※提出部数 2部